

財務省告示第二百五十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十八年度の初日から平成十八年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十八年六月三十日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十八年度の初日から平成十八年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	トン
四	三、 五八トン
五	四六五トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
トン	三七二トン	一、八四八トン	一一、二六六トン	七、八七二トン	九七トン	一四七、一五二トン	二六、九八九トン	九二八、一二二トン	一七、四一一トン	二九トン	二六六トン	三、六四四トン	・三トン	トン	二トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三	二二
二七二トン	トン	五三二トン	一六トン	トン	九トン	二二七トン	二トン	六、一八二トン